

「商業登記規則等の一部を改正する省令案」に対する意見

経営法友会

行政手続のデジタル化を進めていくにあたり、弊害が想定されるのであれば、適切な手当てを講じていくことが必要である。今回の商業登記規則等の一部を改正する省令案（以下「本改正案」という）は、インターネットを利用して、株式会社の代表取締役、代表執行役および代表清算人（以下「代表取締役等」という）の住所を含む登記情報を取得できることによって想定される弊害に対して一定の手当てをしていることは評価できるものの、経営法友会*としては、企業が現場で感じている懸念に十分には対応できていないと考えている。

以下の意見等について、真摯な検討を希望する。

* 経営法友会（代表幹事・高野雄市（三井物産株式会社））は、1971年に「企業法務実務担当者の情報交換の場」として発足し、法人単位の会員組織として企業内の法務担当者によって組織され、企業の法務部門の充実強化を目的とした活動とともに、各省庁・関係団体に対し実務的見地からの意見提言・意見交換を行っており、現在、会員数 1400 社を超える組織となっている（2024年1月現在）。

1

本改正案の目的が、個人の住所が登記情報として表示されることによる弊害に対する手当てだとすれば、代表取締役等住所非表示措置（本改正案 31 条の 3 第 1 項本文。以下「住所非表示措置」と略す）は、「現在の代表取締役等の住所」のみではなく、個人の住所はすべて対象にすべきであり、すなわち「過去の代表取締役等の住所」および「過去・現在の支配人の住所」も対象として追加すべきである。

また、住所非表示措置申請の手続についても、本改正案どおりの内容で制度が施行された後の登記申請時のオプションとしてではなく、同措置を単独で申請できるようにすべきである。

以下、理由を述べる。

（1）個人の住所が表示されることにより想定される弊害

登記情報として代表取締役等や支配人の住所が表示されていることによって、以下のような弊害が生じているところである。

- ① 企業に反感をもつ者によって、代表取締役等や支配人の住所情報が SNS 等で拡散される
- ② 記者によって、代表取締役等や支配人の自宅やその周辺で執拗な訪問・取材を受ける
- ③ 郵便物が一方的に送付されたり、郵便物を盗難されたり、代表取締役等や支配人の自宅や

その周辺でビラ配りや街宣活動をされたりするなどの嫌がらせ行為を受ける

- ④ 代表取締役等や支配人自らおよび同居の家族が、自宅住所が公表されていることにより恐怖心を感じる

今後、インターネットでの登記情報の閲覧の増加が見込まれることを踏まえると、適切な手当てをする必要性は高まっている。これらは、一個人が企業の代表取締役等や支配人となることと引き換えに受け入れるリスクとしてはあまりに大きい。

なお、経営者の個人保証に依存しない融資も増加しているなど、代表取締役等や支配人の住所を表示する意義は薄れる傾向にあることを付言しておく。

(2) 上記弊害を防ぐには本改正案では不十分であること

- ① 現在の代表取締役等が重任した者である場合、本改正案では、当該重任に係る登記申請時に住所非表示措置を申請したとしても、履歴事項証明書における過去の（前任期の）住所は非表示にはならない。実質的に見れば、引き続き住所が公開されていることに変わりはないため、同措置が機能するとはいえない。
- ② 過去の代表取締役等の住所は、履歴事項証明書において表示されているが、本改正案では、住所非表示措置の対象ではない。過去の代表取締役等については、就任時点で住所非表示を選択することはできず、本来は望まないがやむなく公開されている場合もあるため、過去の代表取締役等も同措置を申請できるようにすべきである。
- ③ 過去・現在の支配人について、本改正案では、代表取締役等と異なる扱いにしているが、その合理的な理由はないため、住所非表示措置を申請できるようにすべきである。

なお、代表取締役等や支配人の住所情報については、取引の相手方やトラブル等に巻き込まれた第三者の救済等に際して利用される可能性があるが、そのような場面において、過去の代表取締役等や支配人の住所表示の必要性は大きくはないと考えられる。一方で、インターネット等を利用して代表取締役等や支配人の住所を含む登記情報を取得できることにより想定される弊害は、これを大きく上回るものであり、十分な手当てをすることが必要である。

2

本改正案 31 条の 3 第 4 項 2 号は、上場会社が上場会社でなくなったと認められる場合、登記官は、現に効力を有する登記事項について住所非表示措置を終了させるとしている。

これによると、住所非表示措置を講じていた上場会社が非上場会社となった場合、同措置が終了していることから、その後に非上場会社として同措置を申請した場合であっても、代表取締役等や支配人の住所がいったん表示されてしまうことになると思われ、代表取締役等や支配人のプライバシーを回復できない。そのため、このような規定は設けるべきではない。

仮に、本改正案 31 条の 3 第 4 項 2 号どおりの内容で制度が施行される場合、本改正案では、

非上場会社にも住所非表示措置の申請が認められていることから（同条 1 項 1 号・2 号）、上場会社が非上場会社となった場合でも同措置が継続することを確保する規定（たとえば、一定期間内に非上場会社として同措置の申請がなければ、同措置を終了させるなど）を設けるべきである。

3

住所非表示措置の申請については、必要な書類の提出があれば、一律認められるべきである。本改正案 31 条の 3 第 2 項では、当該申請を登記官が「適当と認めるとき」に同措置が講じられるとされているが、実務の予見可能性を確保するため、登記官による恣意的な運用はあってはならない。

4

上場会社以外の株式会社に求められる、住所非表示措置の申請時添付書面の一つである「資格者代理人が当該株式会社の本店がその所在地において実在することを確認した結果を記載した書面」（本改正案 31 条の 3 第 1 項 1 号イ）については、円滑な実務のため、様式例を具体的に公表すべきである。